

マイナンバーは「社会保障」「税」「災害対策」の手続きの際に必要な重要な番号です。

手続きが正確で早くなる！

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

面倒な手続きが簡単に！

課税証明書などといった資料の添付を省略できるようになります。

給付金などの不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

今年10月以降「マイナンバー」が住民票の住所に通知されます。通知が確実に届くように、今の住まいと、住民票の住所が異なる方は、現在住んでいるところに、住民票を異動してください。

マイナンバーに関する問合せ先

●コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

日本語窓口／☎0570-20-0178 外国語窓口／☎0570-20-0291

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応

●マイナンバー制度に関するホームページ（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線214・218）

10月4日（日） 日曜日窓口開庁の一部業務休止について

個人番号法の施行に伴うシステム更新作業のため、市民窓口グループにおいて取り扱う業務を一部休止します。なお、税務グループ（一部収納担当業務を除く。）、市民生活グループの窓口については、通常の取扱業務と同じになります。

【休止業務】

- ① 印鑑登録の申請およびカード交付
- ② 住民基本台帳カードの申請およびカード交付
- ③ 福祉医療費受給者証の交付
- ④ 異動（加入・転居・氏名変更など）を伴う国民健康保険被保険者証の交付
※③④については、申請届出のみ可能。後日郵送します。
- ⑤ 当日の税金の納付は預かり書対応になります。納付書の発行はできません。
※⑤については、後日領収書を郵送します。



問合せ先 市役所 ☎52-1111

市民窓口グループ 戸籍市民担当（内線214・218）

福祉医療担当（内線227）

国民健康保険担当（内線216・262）

税務グループ 収納担当（内線241・243・259）